公益社団法人日本ラクロス協会 賛助会員規程

第1条(目的)

本規程は、公益社団法人日本ラクロス協会(以下「本協会」)定款に基づき、賛助会員および賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(賛助会員の種類、資格)

- 1. 本協会の賛助会員になることができる者は、団体および個人とする。
- 2. 本協会の賛助会員となる者は、以下の項目をすべて満たさなくてはならない。
- (ア)本協会の活動に賛同し、その支援をする意思があること
- (イ)本協会からの連絡を受信する連絡手段を有すること
- (ウ)自己(自己の代表者、役員、又は実質的に経営を支配する者を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約すること

第3条(入会)

- 1. 賛助会員となるには、本協会に別紙様式による入会申込を行い、本協会理事会の承認を得なければならない。なお、本協会理事会は、担当理事を定めて、賛助会員入会の承認を委任できるものとする。
- 2. 入会申込は、所定のフォームに入力するなど、担当理事の定める方法によって行う。

第 4 条 (賛助会費)

- 1. 賛助会員は、以下の賛助会費を納入する。
 - (1) 個人賛助会員 1口月額 500円、1口以上とする。
 - (2) 団体賛助会員 1口年額 100,000円、1口以上とする。
- 2. 賛助会費の納入は、以下の通りとする。
 - (1) 個人賛助会員 当月分を前月末日までに支払うものとする。
 - (2) 団体賛助会員 会員期間の起算日は納入月の1日とする。

第 5 条 (会員資格及び有効期間)

- 1. 賛助会員の資格有効期間は、以下の通りとする。
 - (1) 個人賛助会員 毎月末日までとする。
 - (2) 団体賛助会員 起算日から翌年の応当日前日までとする。
- 2. 個人賛助会員については、前項に定める期限までに、会員または本協会から別段の申出がない限り、資格有効期間は、満了日の翌日から1か月間更新されるものとする。

第 6 条 (退会)

1. 賛助会員が退会を希望する場合は、担当理事が定める方法により退会希望を本協会に届け出るものとする。

2. 賛助会員が資格有効期間途中で退会する場合、既納の賛助会費は返還されないものとする。

第7条 (秘密保持)

- 1. 賛助会員は、本協会の業務に関して知り得た秘密情報を、本協会の許諾を得ることなく第三者に漏示してはならない。ただし、法令上の要請によるものなど正当な事由がある場合を除くものとする。
- 2. 賛助会員は、退会後も本条の義務を負うものとする。

第8条(損害賠償)

賛助会員が、本協会の名誉をおとしめる行為を行った場合その他本協会に損害を与える 行為を行った場合は、本協会が被った損害に応じた損害賠償を請求できるものとする。

第 9 条 (使途)

担当理事は、賛助会員に、本協会の事業計画の範囲内で、具体的使途の希望について、表明させることができる。

なお、個人賛助会員が支払った賛助会費は、翌年度以後の本協会の公益目的事業に使用するものとし、当年度中は、適宜の方法により積み立てるものとする。

第 10 条 (協議)

本規程に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に基づき、 賛助会員および本協会双方の協議により円満な解決を図るものとする。

第 11 条 (規程の変更)

本規程の修正・改廃などの変更は、本協会の理事会決議により行う。

附則

- 1. 本協会が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条所定の公益認定を受けた際には、本規程中、「一般社団法人」とある部分は、「公益社団法人」と読み替えるものとする。
- 2. 第9条柱書は、本協会が前項の公益認定を受けることを条件として施行する。

令和 3 年 10 月 16 日 制定 令和 3 年 11 月 20 日 一部改訂 令和 4 年 3 月 8 日 一部改訂